

## コンプライアンス体制について

公益財団法人福島県文化振興財団

当財団では、職員が、法令、財団の定款及び諸規程に違反することのほか、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント行為等の不正行為等を行った場合に備え、相談窓口及び通報窓口を設置しております。

相談窓口及び通報窓口を利用できるのは次の方です。

- 1 財団の役員、職員、派遣労働者、職員であった方
- 2 財団の取引事業者の役員及び社員
- 3 財団が管理する施設の利用者（主催者）及び一般来場者
- 4 その他の一般県民等

財団職員の不正行為等について、相談または通報をしようとする方は、電話・電子メール・FAX等により下記までご連絡ください。

相談者または通報者が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益取扱いをされることはなく、秘密及び個人情報等は保護されます。

- 1 相談窓口 財団事務局総務課  
連絡先  
福島市春日町5-54  
TEL 024-534-9192 FAX 024-534-9196 Mail office@fcp.or.jp
- 2 通報窓口 財団事務局総務課  
連絡先  
福島市春日町5-54  
TEL 024-534-9192 FAX 024-534-9196 Mail office@fcp.or.jp  
または  
弁護士 新開文雄  
連絡先  
福島市松木町10-19 弁護士法人新開法律事務所  
TEL 024-536-2707 FAX 024-536-2708 Mail shinkai3@rose.ocn.ne.jp